

## 広報戦略委員会規則

### (総則)

第1条 この徽宗は、一般社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という）定款第41条に基づく専門部・専門委員会組織規則（以下「組織規則」という）の広報戦略委員会（以下「本委員会」という）について定める。

### (目的)

第2条 本委員会は、アマチュアボクシングが、世の中に広く関心を持っていただくことを願い、本連盟の活動及び選手の情報等をわかりやすくかつ速やかに伝達することを目的とする。

### (基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行う。

- (1) 各委員会で決定した事項の情報提供
- (2) 世の中の興味関心を高め、競技の普及に繋がる施策立案及び情報提供
- (3) インテグリティとコンプライアンスを念頭に置いた情報提供
- (4) その他関連する事項についての意見及び施策立案及び情報提供

(構成)

第4条 本委員会の委員の構成は次のとおりとする。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1～2名

(3) 委員 若干名

(委員選出)

第5条 組織規則第5条第1項の規定にかかわらず、副委員長及び委員は、前条に基づき委員長が広報、マーケティング業務の知見や能力を鑑み、選出する。

(活動費)

第6条 委員長は、年間活動計画及び予算を作成、理事会の承認を得なくてはならない。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

## 附則

この規則は令和2年2月16日より施行する。